

お知らせ

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

開催日時

- 3月14日（火）
- ① 午前10時  
～ 午前10時50分
- ② 午前11時  
～ 午前11時50分の2回

開催場所

総合福祉センター「ハピネス」

申込期限

開催日前日の午後3時まで  
に電話、FAX、メールで予約してください。

相談料

無料

相談先・実施主体

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎ 0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

その他

相談開始時間確認等のため、センターから電話連絡することがあります。

税のお知らせ

消費税及び地方消費税の確定申告について

町では、個人の農業所得者の方で、簡易課税制度を選択されている方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告の受付を次のとおり実施します。

受付期間

3月16日（木）から  
3月31日（金）まで  
（土曜・日曜・祝日除く。）

受付時間

午前9時から午後5時まで  
（正午から午後1時までを除く。）

※最終日3月31日（金）の受付は、正午まで

受付会場

公民館 2階・研修室

お問い合わせ

税務住民課  
☎ 4-2511  
内線 535・599

税のお知らせ

自動車税種別割のお知らせ  
住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

引っ越しで住所が変わった時などは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

・住所が変わったとき

（変更登録）

・自動車を売買したとき

（移転登録）

・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和5年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは：  
札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きが可能です。

お問い合わせ

札幌道税事務所自動車税部  
☎ 011-746-1190  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511 内線 115  
☆ 4-2511 03

■軽自動車の登録・名義変更・住所変更・廃車などの窓口

車種	窓口
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	下川町役場 税務住民課 電話 01655-4-2511（内線115）
軽自動車（軽二輪自動車を除く）	全国軽自動車協会連合会旭川事務所 電話 0166-53-7300
軽二輪（125cc～250cc以下）	旭川運輸支局 電話 050-5540-2003
二輪の小型自動車（250cc超）	旭川地方自家用自動車協会 電話 0166-51-1221

